

ケアハウスくろしお 重要事項説明書

1. 事業主体概要

令和6年9月1日現在

事業所の名称	社会福祉法人 王寿會
法人所在地	〒441-3123 愛知県豊橋市小松原町字浜41
代表者氏名	理事長 石 原 世 光
電話番号	TEL (0532) 21-3511
設立年月日	1995年 6月 1日

2. ご利用施設

施設の名称	ケアハウス くろしお
施設の所在地	〒441-3123 愛知県豊橋市小松原町字浜41
施設長名	石 原 世 光
電話番号	TEL (0532) 21-3511
FAX番号	FAX (0532) 21-3514
開設年月日	1995年 6月 1日
交通の便	JR 二川駅からタクシーで20分
損害賠償責任保険加入先	愛知海運産業株式会社(日本興和損保代理店)

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この規定は、社会福祉法人王寿會の施設運営するケアハウスくろしおの運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき利用者の生活の安定及び充実を図ることを目的とします。この規定に定めのない事項については、老人福祉法等関係法令の定めるところによります。
施設運営の方針	施設は、居宅における生活への復帰が可能な場合には復帰を念頭におき、その他の場合には、生活の場として老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、利用者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、相談・助言などの援助、食事の提供、入浴設備の提供、疾病・災害など緊急時の対応、居宅サービスの利用への協力、余暇活動の支援など、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように万全を期することを基本方針とします。

4. 施設の概要

I 職員の勤務体制

従業員の職種(人数)	勤務体制	休暇
施設長(1名)	正規の勤務時間帯(8:30 ~ 17:40)常勤で勤務	週休2日
生活相談員(1名)	正規の勤務時間帯(8:30 ~ 17:40)常勤で勤務	週休2日
介護・介助職員(2名)	早番 (7:20 ~ 16:30) 中番 (8:20 ~ 17:30) 遅番 (9:00 ~ 18:10)	週休2日
調理員(2名)	厨房の勤務時間帯体勢による	週休2日

II ケアハウス

敷地		6327. 19㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根6階建(4, 5階部分)
	延べ床面積	1652. 74㎡
	利用定員	30名

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

(1) 居室

居室の種類	室 数	備 考
一人部屋	30 室	ミニキッチン、トイレ、洗面台、冷暖房完備、押入れ

(2) 主な設備

食堂	男女各共同浴室	洗濯室・乾燥室	談話室
トイレ	スプリンクラー	ナースコール	インターホーン
個人の郵便受け	個人の電気メーター	カラオケ機器	手摺り
エレベーター(2基)			
非常階段	自動火災報知機	誘導灯	ガス漏れ報知器
防火扉・シャッター	屋内消火栓	非常通報装置	漏電火災報知器
非常用電源	自家発電装置		

5. 施設サービスの概要

概 要	内 容
食 事	・直営方式による自前の調理員が調理したバラエティに富んだ食事を提供します。 【食事時間】 朝食 7:30～ 8:30 昼食 12:00～ 13:00 夕食 17:00～ 18:00
入 浴	月曜日～土曜日までの毎日 【入浴時間】 15:00～18:30
健 康 管 理	利用者の健康管理を確保するため少なくとも年1回以上の健康診断を行うなど必要な指導援助を行うものとする。 【当施設の嘱託医・協力医療機関】 医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力機関において診療や入院治療を受ける事ができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。) ①三浦医院 隔週水曜日(往診) ②木村歯科 毎週水曜日(往診) ③弥生病院 ④二川病院 ⑤田代泌尿器科
相 談 及 び 援 助	・当施設では、利用者及びその家族から利用者の生活についての様々なご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

社会生活上の便宜	・当施設では、利用者からの要望などを考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽・日常生活支援クラブ活動などの事業を行います。また、必要に応じて通院・買物などの送迎サービス(有料)も致します。
----------	--

6. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	指定年月日	介護保険事業所番号	定 員
特別養護老人ホーム	平成 12 年 4 月 1 日	2372000295 号	80 人
短期入所生活介護	平成 12 年 2 月 29 日	2372000709 号	20 人/日
通所介護	平成 12 年 2 月 29 日	2372000691 号	30 人/日
居宅介護支援事業者	平成 11 年 9 月 28 日	2372000196 号	—
ケアハウス	平成 7 年 6 月 1 日		30 人

7.利用料

[単位:円]

対象収入による階層区分		利 用 料 金				
		区 分	居住に要する費用 (管理費)	サービスの提供に 要する費用(事務費)	生活費	合 計
1	150万円以下	月 額	11,700 円	10,000 円	48,764 円	70, 464 円
2	1,500,001～1,600,000	月 額	11,700 円	13,000 円	48,764 円	73, 464 円
3	1,600,001～1,700,000	月 額	11,700 円	16,000 円	48,764 円	76, 464 円
4	1,700,001～1,800,000	月 額	11,700 円	19,000 円	48,764 円	79, 464 円
5	1,800,001～1,900,000	月 額	11,700 円	22,000 円	48,764 円	82, 464 円
6	1,900,001～2,000,000	月 額	11,700 円	25,000 円	48,764 円	85, 464 円
7	2,000,001～2,100,000	月 額	11,700 円	30,000 円	48,764 円	90, 464 円
8	2,100,001～2,200,000	月 額	11,700 円	35,000 円	48,764 円	95, 464 円
9	2,200,001～2,300,000	月 額	11,700 円	40,000 円	48,764 円	100,464 円
10	2,300,001～2,400,000	月 額	11,700 円	45,000 円	48,764 円	105,464 円
11	2,400,001～2,500,000	月 額	11,700 円	50,000 円	48,764 円	110,464 円
12	2,500,001～2,600,000	月 額	11,700 円	57,000 円	48,764 円	117,464 円
13	2,600,001～2,700,000	月 額	11,700 円	63,500 円	48,764 円	123,664 円
但し、豊橋市軽費老人ホーム利用料補助金交付要綱改正に伴い変更を致します。						

令和 6 年 9 月現在

注 1 この表における「対象収入」とは、前年度の収入(社会通念上収入として設定する事が適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注 2 本人からの事務費徴収額(月額)は前項表により求めた額とします。

注 3 511 号室・416 号室・517 号室に限り、他個室に比べ居室面積が広いため管理費を 511 号室は12, 700 円、416 号室・517 号室は 13, 100 円となります。

注 4 冬季加算(暖房協力費)として一定額が加算されます。(11月～3月:2,150 円 /月)

8. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム王寿園 防災計画」にのっとり対応を行います。			
王寿会職員の協力関係	非常時連絡網にて、全職員の応援を約束しています。			
非常時の訓練等防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム王寿園 防災計画」にのっとり年5回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を入居者の方も参加して実施します。			
	設 備 名 称	有・無	設 備 名 称	有・無
	スプリンクラー	有	防 火 扉 ・ シ ャ ッ タ ー	有
	非常階段	有	屋内消火栓	有
	自動火災報知器	有	非常通報装置	有
	誘 導 灯	有	漏電火災報知器	有
	ガス漏れ報知器	有	非常用電源	有
非常時の訓練等総裁設備	カーテンは防災性のあるものを使用しています。			
消防計画等	消防署への届出日：平成7年7月27日 防火管理者：石原世光			

9. 相談・苦情の受付について

※ 当施設におけるご相談・苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

社会福祉法人 王寿會 ケアハウス くろしお		苦情解決責任者	施設長 石原 世光
		苦情受付責任者	生活相談員 金丸 雅子
受 付 日	毎週月曜日～金曜日	受付時間	9時から16時まで
電 話	0532-21-3511	F A X	0532-21-3514

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出が出来ます。

保険者におけるご相談・苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

豊橋市役所 生活支援グループ 長寿介護課			
受 付 日	毎週月曜日～金曜日	受付時間	8時30分～17時15分
電 話	0532-51-3134	F A X	0532-56-3810

※ 公共団体におけるご相談・苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

愛知県国民健康保険団体連合会 介護保健室			
受 付 日	毎週月曜日～金曜日	受付時間	9時～17時
電 話	052-971-4165	F A X	052-962-8870

< 苦情処理第三者委員の連絡先 >

氏 名 原田 恭和（有限会社マルワ社長）
住 所 〒440-0848 豊橋市西小池町2-1
電 話 0532-45-2954(代)
受付時間 平日 9:00～17:00

氏 名 松下 泰三（松下法律事務所）
住 所 〒440-0851 豊橋市前田南町 1-1-5
電 話 0532-45-2954(代)
受付時間 平日 9:00～17:00

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

- ※ 苦情処理については「社会福祉法人 王寿會が設置・経営する施設における苦情解決に冠する要綱」に則り解決していきます。（別添 1）
- ※ 事故の対応については、「緊急時対応マニュアル」「事故・状況報告書」等に則り対応していきます。

10. 当施設ご利用にあたって留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	自由、ただし「面会者名簿」への記帳
外 出 ・ 外 泊	自由、ただし外泊については、事前の届け出必要
喫 煙	事前の申し出により喫煙場所指定
迷惑行為等(入居者心得)	別紙『くろしおのくらし』に記載
動 物 飼 育	保健衛生上禁止しております

ケアハウスくろしおの利用開始にあたり、入居者に対して重要事項説明書および、契約書に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

ケアハウス くろしお

説明者職名 生活相談員

氏名 金丸 雅子

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明書および、契約書の説明を受けました。

利用者氏名

印